

大和都市計画地区計画の決定（大和郡山市決定）

都市計画九条町地区地区計画を次のように決定する。

名 称		九条町地区地区計画	
位 置		大和郡山市九条町の一部	
面 積		約 1. 6 h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、本市の中心市街地から北方約 1 kmに位置し、近鉄九条駅の東側周辺で駅前広場やアクセス道路の整備が平成 1 9 年度に行われている。 そこで、今後予想される建築や開発行為について、地区計画を定めることにより環境の悪化を防止し、良好な市街地形成を図り、地域の活性化を促進することを目標とする。
	土地利用の方針		本地区は、地域の拠点としての生活利便機能の集約を行うとともに、駅前の立地条件を活かし、なおかつ環境に配慮した土地利用の誘導を目指す。
	地区施設の整備方針		当地区内に整備された道路等の公共施設については、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針		周辺の良い環境と調和した良好な市街地を形成するため、建築物の用途の制限、意匠の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ただし、宝くじ売場その他これに類するものは除く (2) 自動車教習所 (3) 倉庫業を営む倉庫
	建築物等に関する事項	その他の意匠の制限又は色彩	建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については原色又は原色に近い色彩を避け、周辺の環境と調和したものとする。
備 考 : 区域は計画図表示のとおり			

大和都市計画（九条町地区地区計画）を決定する理由

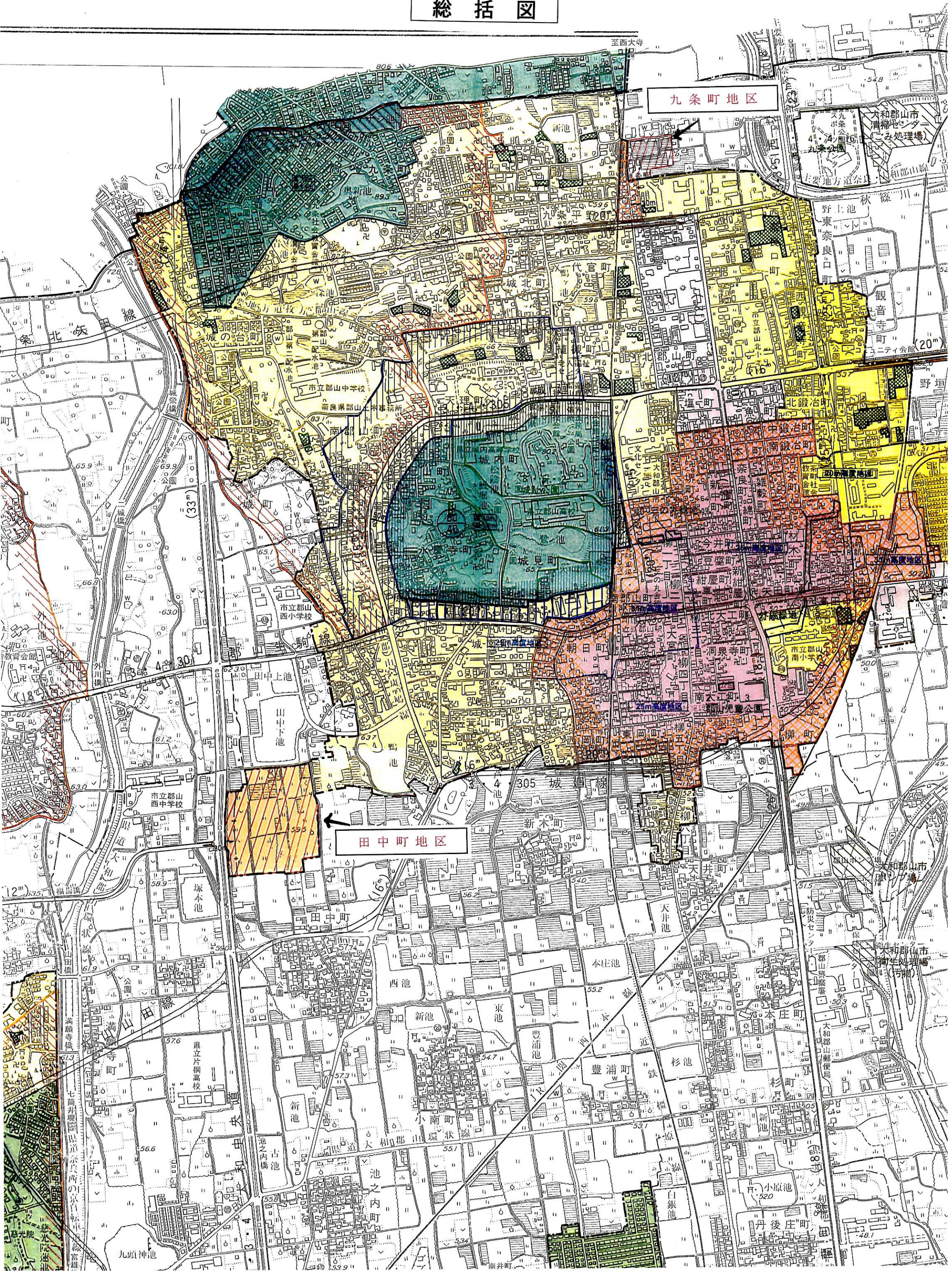
1 決定区域の概要

当該区域は、本市の中心市街地から北方約1 k mに位置し、近鉄九条駅の東側周辺で駅前広場やアクセス道路の整備が平成19年度に行われている。

2 決定理由

今後予想される建築や開発行為について、環境の悪化を防止し、良好な市街地形成を図り、地域の活性化を図るため、地区計画を策定する。

総 括 図



計画図


$$S = 1/2500$$

永路界

近隣商業地域

西奈良口町34番地

九条北矢田線

北郡山町83番地の1

西
奈
良
口
町

準工業地域

凡 例

九条町地区地区計画区域

200